別表十一(六)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十三（六）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第65条の10（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(七)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十三（七）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(八)を削る。

別表十一(九)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領中「又は連結親法人である技術研究組合が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同表を別表十一(八)とする。

別表十一(十)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が租税特別措置法第67条の４（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(十)の記載要領第11号中「又は令和２年旧措置法第68条の102第６項の規定の適用を受ける場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同表を別表十一(九)とする。

別表十四(一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第25条第３項（資産の評価益）又は第33条第４項（資産の評価損）（これらの規定を震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四(一)の記載要領第11号中「若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第４条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条第２項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」を削り、同号中「若しくは震災特例法」を「又は震災特例法」に、「当該法人が法第25条第３項若しくは」を「、当該法人が法第25条第３項又は」に改め、「、又は連結法人につき法第25条第３項若しくは第33条第４項に規定する政令で定める事実若しくは令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合において当該連結法人が令和２年旧法第81条の３第１項の規定の適用を受けるとき」を削る。

別表十四(一)の表中

期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 （別表五(一)「36の④」）又は（別表五(一)「32の④」＋「33の④」） （マイナスの場合は０）	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 （別表五(一)「32の④」＋「33の④」） （マイナスの場合は０）

を

期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額の $(11)\times\frac{3.75}{1,000}$

に、